

平成 24 年度において財政投融资特別会計が行う買入消却に現金を対価として応じるための国債売却実施要領

1. 趣 旨

この実施要領は、平成 24 年度において、財政投融资特別会計が国債整理基金特別会計を通じて行う財政投融资特別会計国債の買入消却に現金を対価として応じるための本行保有国債の売却に関する基本的事項を定める。

2. 売却頻度

平成 24 年度中に一回実施する。

3. 売却金額

額面総額 2,000 億円を上限として売却し得る扱いとする。

4. 売却日

平成 24 年度中に、財務省から要請のあった月の国債買入（本行が「国債売買基本要領」（平成 11 年 3 月 25 日付政委第 43 号別紙 1.）に基づき行う利付国債（物価連動国債および変動利付国債を除く。以下同じ。）の買入をいう。以下同じ。）の実施日において売却を行う。

5. 売却価格

売却価格は、市場実勢相場および国債買入の入札における買入平均利回較差に基づき、銘柄ごとに算出する。

6. 売却銘柄

平成 27 年度中または平成 28 年度中に償還期限の到来する利付国債のうち、財務省から要請のあった銘柄の中から、本行の保有残高、売却に伴う損益の動向等を勘案して、売却時に決定する。

(附則)

この実施要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施し、平成 25 年 3 月 31 日限り廃止する。